保 護 者 様

滋賀県立北大津養護学校長

インフルエンザによる出席停止の報告について

インフルエンザについては、学校保健安全法第 19 条により「発症した翌日から数えて５日経過、かつ解熱した翌日から２日を経過するまで」出席停止となります（欠席扱いにはなりません）。

インフルエンザと医師に診断された場合には、下記の報告書を保護者の方がご記入の上、学校に提出いただきますようお願いします。

		発症日	発症後						
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例1	発症後１日目に解熱した場合	発熱	解熱 0日目	解熱後 1日目	解熱後 2日目	→	→	登校可	
例2	発症後３日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱 0日目	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可	
例3	発症後４日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱 0日目	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可

・・

出席停止報告書

診断	インフルエンザ （ Ａ型 ・ Ｂ型 ）
発症日	令和　　年　　月　　日
受診日	令和　　年　　月　　日
解熱した日	令和　　年　　月　　日
出席停止期間	令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日
医療機関・医 師 名 電話番号	

上記の通り、報告します。

令和　　年　　月　　日

部　　年　　組　氏名

保護者氏名